

中国新法規速報 (2020年9月号)

2020年8月に、外商投資企業の生産経営に比較的大きな影響を及ぼし得る新たな規定が発布された。具体的には下表のまとめをご参照いただきたい。

番号	規定の名称	発布機関	発布日	内容の説明
1	企業開設サービスのさらなる優良化に関する通知	市場監督管理総局、国家発展改革委員会、公安部、人力資源社会保障部、住宅及び都市・郷鎮建設部、税務総局	2020年8月7日	<p>1. 本通知においては、「企業開設手続の全過程のオンライン化」に関する具体的要求が明確にされている。それによれば、2020年年末までに、各省（区、市）及び新疆生産建設兵団が企業開設手続のための一本化されたプラットフォームを開通させ、全国各地でオンライン化を実現させることが提起されている。</p> <p>2. 本通知においては、「企業開設の諸段階、期間、コストのさらなる圧縮」に関する具体的要求が明確にされている。それによれば、2020年年末までに、企業開設にかかる期間を4営業日以内に短縮することを全国で実現させることが提起されており、条件がそろえば、業務の品質が保たれることを前提として、企業開設の期間をさらに短縮することも奨励されている。</p> <p>3. 本通知においては、「電子営業許可証、電子發票、電子印鑑の応用」に関する業務要求が提起されている。</p> <p>4. 本通知においては、業務の具体的実施について、明確な要求が提起されている。</p>
2	中華人民共和国契税法	全国人民代表大会常務委員会	2020年8月11日	<p>中華人民共和国国内において土地・建物の権利帰属を移転させる場合には、権利帰属を承継する単位及び個人が契税の納税者となり、規定に従い契税を納付しなければならない。本法は、2021年9月1日から施行される。1997年7月7日に国务院により発布された「中華人民共和国契税暫定施行条例」は、同時に廃止される。本法の重点は、以下のとおりである。</p> <p>1. 契税税率が3%ないし5%とされ、契税の具体</p>

				<p>的適用率の決定プロセスについて改正がなされている。</p> <p>2. 契税が免除される事由として、次に掲げる事由が追加された。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 婚姻関係が存続している夫婦間において土地・建物権利帰属を変更するとき。 * 法廷承継者が土地・建物権利帰属を承継するとき。 <p>3. 土地使用権の払下げ・売却及び建物の売買については、土地・建物権利帰属移転契約により確定される成約価格が税計算の根拠となる。本法では、成約価格に、交付すべき通貨及び現物、その他の経済利益に対応する代金が含まれることが明確にされた。</p>
3	外国貿易及び外国投資安定化業務のさらなる適切化に関する意見	国务院 办公厅	2020年8月12日	<p>国务院办公厅は、外国貿易及び外国投資の安定化業務を推進するための具体意見を15か条にわたり提起した。外資企業にとっては、次に掲げる規定が注目に値する。</p> <p>1. 通関の簡便化をさらに高める。港の運営環境の優良化及び貨物通関時間の確固とした圧縮を継続する。輸出入段階におけるコンプライアンスコストの規範化及び軽減をさらに推し進める。</p> <p>2. 外資企業の融資のために、信用補完によるサポートを多種にわたって提供する。国家融資担保基金及び地方政府性融資担保機構の役割を十分に生かし、各種の金融機関が規模の小さい外資企業に対する融資サポートを拡大するよう指導する。</p> <p>3. 規模の小さい外資企業の輸出に対する与信をさらに拡大する。融資の困難・高額という問題を緩和する。</p>
4	民間貸借事件審理に適用される法律に係る若干の問題に関する規定	最高人民法院	2020年8月19日	<p>最高人民法院は、改正後の本規定を公布した。今回の改正では、民間貸借利率の司法保護の上限が「24%/36%」という固定利率から「1年の貸付市場オファー利率の4倍」という変動利率に調整され（2020年8月20日に発表された1年の貸付市場オファー利率の3.85%を例にとって計算すれ</p>

	(2020年改正)			ば、現在の民間貸借利率の司法保護の上限は、その4倍の15.4%となる)、改正前の規定における、年間利率が24%から36%の間にある自然債務というグレーゾーンが見られなくなった。
5	外商投資企業苦情申立て業務弁法	商務部	2020年8月25日	<p>本法は、総則、苦情申立ての提起及び受理、苦情申立ての処理、苦情申立て処理業務管理制度、附則の5章計33条に分かれる。</p> <p>総則部分においては、外商企業による苦情申立ての受理の範囲が明確にされ、苦情申立て処理業務につきレベルごとに担当する制度が確立され、外商投資企業による苦情申立ての処理業務について全体的要求が提起されている。</p> <p>苦情申立ての提起及び受理については、申立人が提出する資料、他者に対する申立ての委託、補充資料、受理されない事由について関連規定がなされ、取り扱う機関の告知義務が明確にされている。</p> <p>苦情申立ての処理については、処理・調整の原則が定められ、申立人及び被申立人が協力することに関連する義務、調整の方法が明確にされている。</p> <p>苦情申立て処理業務管理制度については、業務ファイルの管理、状況報告、定期的な監督・調査、権益保護提案書等に関連する制度について詳細に定められている。</p> <p>附則においては、香港・マカオ・台湾華僑の投資家に対する適用問題、申立人の権益の保護、条文解釈、発効期間等について定められている。</p>
6	「經常項目外国為替業務ガイド(2020年版)」の発布に関する通知	国家外国為替管理局	2020年8月31日	<p>本ガイドでは、簡便かつ明確で、運用に便宜を図るという原則に従い、經常項目外国為替業務に関する現有の法規が全面的に整理され、一部の業務フロー及び必要な資料が簡便化され、法規29件の同時廃止が提起されており、貨物貿易、サービス貿易、個人、保険機構、支払機構等に関する全經常項目外国為替業務がカバーされており、經常項目外国為替業務の一本化が実現しており、外国</p>

				為替関連業務に便宜を図るための内容となっている。現有の政策に対する実質的な変動及び重大な調整とはなっていない。
--	--	--	--	---

以上

免責文言：本ニュースレターは情報提供目的で作成されており、何ら法的助言を構成するものではありません。また、本ニュースレターは発行日（作成日）時点の情報に基づいており、その時点より後の情報は反映されていないことにご留意ください。

文責：水野海峰、巖海忠、仇海珍